

第242回埼玉県都市計画審議会

令和2年9月15日午後2時00分開会

場所 ロイヤルパインズホテル浦和

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより第242回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課、副課長の宮田と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様にはお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。現在18名の御出席をいただきまして、2分の1以上の定足数に達しております。よって、本日当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで、本日の資料を確認させていただきます。事前にお送りさせていただきました資料が配布資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書でございます。加えて、本日机の上にお配りしておりますのが次第、座席表、委員名簿、報告事項資料でございます。なお、委員名簿につきましては、臨時委員である関東財務局長及び関東経済産業局長に人事異動があり、新たに古谷雅彦委員、濱野幸一委員に御就任いただいておりますことから、9月3日現在のものを改めてお配りしております。

以上でございますが、不足はございますでしょうか。

それでは、今年度、最初の都市計画審議会でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、当審議会の会長で、東洋大学教授の尾崎晴男様でございます。

○尾崎委員 どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 続きまして、埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定する学識経験者として、弁護士の今井眞弓様でございます。

○今井委員 今井眞弓です。よろしくお願いいたします。

○事務局 獨協大学教授の黒川文子様でございます。

○黒川委員 どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 東京大学大学院准教授の村山顕人様でございます。

○村山委員 よろしくお願ひします。

○事務局 次に、同第2号に規定する関係行政機関の委員として、関東農政局長の幸田淳様でございます。

○西村代理 代理の西村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 関東運輸局長の河村俊信様でございます。

- 尾林代理 代理の尾林と申します。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 関東地方整備局長の土井弘次様でございます。
- 山田代理 代理の山田と申します。よろしくお願ひします。
- 事務局 次に、同第3号に規定する市町村長を代表する委員として、皆野町長の石木戸道也様でございます。
- 石木戸委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 続きまして、同第4号に規定する県議会の議員として浅井明様でございます。
- 浅井委員 よろしく、どうぞ。
- 事務局 飯塚俊彦様でございます。
- 飯塚委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 岡田静佳様でございます。
- 岡田委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 中屋敷慎一様でございます。
- 中屋敷委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 高橋政雄様でございます。
- 高橋委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 柿沼貴志様でございます。
- 柿沼委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 白根大輔様でございます。
- 白根委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 安藤友貴様でございます。
- 安藤委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 次に、同第5号に規定する市町村議会の議長の代表として、上尾市議会議長の大室尚様でございます。
- 大室委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 寄居町議会議長の峯岸克明様でございます。
- 峯岸委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 続きまして、同条例第3条第2項に規定する専門委員として公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会会長の江原貞治様でございます。
- 江原委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 なお、本日は御出席いただいておりますが、学識経験者として埼玉県農業会議副会長の小倉和夫様、川越商工会議所会頭の立原雅夫様、早稲田大学准教授の大島隆代様、市町村長を代表する者として熊谷市長の富岡清様、臨時委員として関東財務局長の古谷雅彦様、関東経済産業局長

の濱野幸一様、埼玉県警察本部長の高木紳一郎様に御就任いただいております。どうぞよろしくお願いたします。

ここで幹事を代表いたしまして、濱川都市整備部長から御挨拶を申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 都市整備部長の濱川でございます。今年度、最初の都市計画審議会でございますので、幹事を代表いたしまして、一言御挨拶をさせていただきます。

まずは、このたびの新型コロナウイルス感染拡大防止対策に対し、皆様の多大な御協力に改めて感謝を申し上げます。また、委員の皆様には日頃から埼玉県の都市計画行政の推進に御支援、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本審議会は、昭和44年に設置され、これまで241回の開催で5,239件の案件を御審議いただき参りました。おかげをもちまして、県内各地域において都市計画や都市づくりが順調に進んでおり、改めて感謝を申し上げます。

さて、近年の都市計画は、人口減少、超高齢社会の到来や頻発する自然災害への対応など、社会や環境の変化への的確な対応が求められております。そこで県では、自然災害に対する防災・減災の取組や、高速道路ネットワークを活用した産業基盤づくりの推進、立地適正化計画によるコンパクトシティを目指す取組などを進めております。県といたしましては、今後も引き続き市町村と連携して、安心安全を備えた魅力と活力あるまちづくりに取り組んで参る所存でございます。委員の皆様には、引き続き御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

○事務局 それでは、議事に入ります前に、お手元のマイクの御使用方法について御説明をさせていただきます。現在、テーブルの上に設置してございますマイクスタンドは、白いランプが点灯しているかと思いますが、その下にグレーのボタンがございます。御発言の際は、このボタンを押していただきますと赤色のランプが点灯いたしますので、その状態でお話しいたきたいと存じます。なお、御発言が終わりましたら、もう一度グレーのボタンを押していただき、白いランプに戻していただくようお願いいたします。お手数ですが、よろしくお願いたします。

それでは、この後は本審議会条例第5条第1項の規定により、尾崎会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いたします。

○会長（尾崎） はい、承りました。

本日は、委員の皆様方には大変御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。皆様方の御協力をいただきまして、審議は慎重に、かつ効率的に進めて参りたいと存じますので、よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。

それでは、まず会議録の署名委員でございますが、本審議会運営規則第5条第2項の規定により

まして、私から指名させていただきたいと存じます。今井委員さん、浅井委員さんをお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱、これに基づきまして原則公開となっております。私といたしましては、本日は非公開とすべきと思う案件はございません。委員の皆様方いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

それでは、本日の審議会、全て公開で進めさせていただきたいと存じます。

では、事務局に伺います。傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 はい、いらっしゃいます。

○議長（尾崎） それでは、ここで傍聴者の入場を許可いたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（尾崎） では、議事に入ります前に、傍聴の方々に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領、こちらをよく読んで遵守していただきたいと存じます。この傍聴要領に反する場合には、退場していただくことがございますので、御注意をお願いいたします。

では、写真撮影などがございましたら許可をいたします。

〔写真撮影〕

○議長（尾崎） 写真撮影終了でございます。

それでは、ただいまより第242回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の次第にございますとおり、議第5240号「久喜都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、建築基準法に係る議案の1議案について御審議をお願いするものでございます。

では、議第5240号「久喜都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

○久喜市（建設部参事兼建築審査課長） 久喜市建設部建築審査課長の源関と申します。よろしくお願い申し上げます。議第5240号「久喜都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明いたします。

○議長（尾崎） どうぞ、おかけになってください。

○久喜市（建設部参事兼建築審査課長） 恐れ入りますが、着席にて御説明させていただきます。

議案書は、5ページから11ページになります。前方のスクリーンを御覧ください。初めに、建築基準法第51条の制度概要について御説明いたします。産業廃棄物処理施設などの用途に供する建築

物は、都市計画においてその位置が決定しているものでなければ建築ができないとされております。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可をした場合には建築が可能となります。特定行政庁とは、建築基準法の権限を持つ地方公共団体のことで、さいたま市などの12の市につきましては各市長、それ以外の市町村につきましては、埼玉県知事が該当いたします。今回の議案は、特定行政庁である久喜市にあるものでございますため、久喜市長が本審議会に付議するものでございます。

続きまして、敷地の位置につきまして御説明いたします。敷地の位置は、青く塗りました久喜都市計画区域内にございます。久喜市は、県の北東部に位置しており、都心から約50km圏にございます。

次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面中央、下の赤く塗った部分でございます。JR久喜駅から南西へ約3.6kmの地点に位置しており、用途地域は工業専用地域でございます。所在地は、久喜市河原井町26番、27番の2筆でございます。

次に、車両の搬入、搬出の経路でございますが、国道122号線や県道さいたま栗橋線から県道下早見菖蒲線を経由し、幅員14mの久喜市道を通って、主な搬入、搬出を行います。

計画の概要について御説明いたします。今回の計画は、産業廃棄物処理施設の増設を行うものでございます。増設を行う施設は、汚泥、廃プラスチック類、混合の焼却施設で1基でございます。製造工場などで発生いたしますプラスチック類などで、リサイクルに不向きなものを焼却するものでございます。これに合わせまして、既存建築物の増築をするものでございます。

続きまして、施設の配置について御説明いたします。画面の上を北としております。赤い線で囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は1万4,035.8㎡でございます。薄い水色が既存の建築物、黄色が処理施設で、既存には焼却、破碎の施設がございます。緑色が緑地を示しております。青色の建築物が増築部分となる処理施設上屋となります。この中に焼却施設を1基新設します。ピンク色の道路のうち、画面上側が搬入、搬出経路の市道久喜227号線、下側が市道久喜3093号線となります。車両の入り口及び出口を設けます。車両の待機スペースは、敷地内に確保しております。

なお、廃棄物処理施設からの排水はございません。

以上が、久喜都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要でございます。当該敷地の位置につきまして、消防及び県の関係各課に意見照会をいたしましたところ、支障ない旨の回答を得ております。久喜市としましても、この敷地の位置につきまして、都市計画上、支障がないものと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

では、ただいまの説明に関しまして、御意見あるいは御質問ございますでしょうか。いかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） 御質問、御意見ないようでございますので、それでは、議第5240号の議案につきまして採決をしたく存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） 本案につきまして、都市計画上、支障がないと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は、都市計画上、支障がないと認めることといたします。

以上をもちまして、議事は終了いたしました。

次に、幹事から、「第3回都市計画道路の一斉見直し」につきまして御報告したいとのことでございますので、これを許します。

幹事は報告願います。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の鳴海でございます。よろしくお願いたします。

それでは、第3回都市計画道路の見直しについて御説明いたします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきたいと存じます。

資料は、本日お配りしている都市計画道路の検証・見直し指針でございます。本指針は、本県の都市計画道路の見直しを行うための基本的な考え方や手順を示したもので、令和2年7月に策定いたしました。今回の見直しは、本県では3回目となるもので都市の将来像を見据えた見直しを図るため、必要性や構造の適正さを検証し、見直しを行います。

前方のスクリーンを御覧いただきたいと存じます。本日説明させていただく内容といたしましては、都市計画道路の見直しの必要性について、都市計画道路を取り巻く現状と課題について、第3回目の都市計画道路の一斉見直しについて、以上3点について順次説明をいたします。

初めに、都市計画道路の見直しの必要性についてでございます。都市計画道路は、円滑な都市活動を支え、都市の利便性の向上や良好な都市環境を確保するために都市計画法に基づき決定された道路でございます。都市計画道路の多くは、高度経済成長期に人口、交通量の増大を前提に計画されましたが、人口減少やまちづくり方針の変化などにより、当初予定されていた役割に変化が生じている場合がございます。また、国においても、2017年の骨太の方針を受け、都市計画道路の見直しの手引きを発出し、地方自治体に対し、都市計画道路の更なる見直しを進めるなど、見直しの必要性が一層高まっているところでございます。このような状況の中、本県ではこれまでに2回の一斉見直しを行って参りました。第1回の見直しでは、長期未整備の都市計画道路を対象に、平成16年度から平成24年度にかけて見直しを行い、結果、廃止を中心に56路線、約56kmを見直しました。第2回の見直しでは未整備及び事業中の路線を対象に、平成25年度から令和元年度にかけて見直しを行い、結果、ルートの変更や幅員の変更など主に20路線、約27kmを見直して参りました。

次に、本県の都市計画道路を取り巻く現状と課題についてでございます。本県の都市計画道路は、令和2年3月末時点において、さいたま市を除き1,358路線、約2,443kmを計画決定しております。このうち、約65%に当たる1,580kmが整備済みとなっており、残る約35%、863kmが未整備となっております。また、計画決定からの経過年数別では都市計画決定の年代によらず、未整備となっている路線があり、道路整備と連動したまちづくりが進まないなど、有効な土地利用が図られていない状況が長期化している場所もございます。

また、県内の道路交通状況でございますが、幹線道路である国道や県道の混雑度が全国ワースト2位、混雑時走行速度がワースト4位となっており、市街地を通過する幹線道路の混雑解消に向けた道路網の早期整備が求められております。

続いて、社会状況の変化についてでございます。本県の人口は、平成27年をピークに減少に転じ、令和27年にはピーク時から約102万人減少するとともに、高齢化率についても、現在の27.1%が令和27年には約34.4%となる見込みであり、今後、人口減少と高齢化社会が一層進むことが想定されます。また、自動車の将来交通量については、緑色の線で示しております最新の交通需要予測において、平成27年以降交通量の伸び率が減少する見込みとなっております。さらに、市街地についても、人口集中地区、いわゆるD I D地区の面積は昭和45年から平成7年までの増加傾向に比べて、平成7年以降は横ばいとなっており、市街地の拡大需要は収束してきている状況にあります。このほかの関連する社会状況の変化などについては指針にも示してございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

最後に、本県の第3回目の都市計画道路の一斉見直しについて御説明いたします。今回の見直しは、コンパクト・プラス・ネットワークなどの取組を勘案し、都市の将来像を見据えた見直しを行います。また、今回の見直しでは、これまでの未整備路線、事業中路線に加え、整備済み路線も対象としており、現時点で検証すべき路線として454路線、約1,208kmを抽出しております。見直しの視点としては、まちづくりの将来像の変化や関連事業の動向、変化といった路線の必要性和道路構造令などの技術的基準等との整合性を踏まえた構造の適正さで検証を進めて参ります。

次に、検証、見直しの考え方ですが、大きく5つございます。1つ目は、関連する区画整理などまちづくり計画の廃止に伴って必要性が薄れた都市計画道路の廃止。2つ目は、現在の沿道状況などを踏まえ適正な幅員への変更。3つ目は、周辺に代替ルートがある場合のルート変更。4つ目は、立体交差の必要性が薄れた交差点について、平面交差にするなどの構造形式の変更。5つ目は、既に整備済みの道路区域が都市計画道路の区域と一致していない箇所について建築制限の解消を主とした区域の変更でございます。

なお、検証見直しを進める上では、県と市町村が相互に情報共有を行いながら連携して取り組んで参ります。

最後に、今後の検証、見直しのスケジュールでございます。現在、見直しの候補となる路線の選

定公表に向けて道路事業担当部局や市町村と整理を行っております。今後、整理した候補路線について道路機能の観点や上位計画との整合性の検証、交通量推計による定量的な検証のほか、建築制限の確認や道路事業等の観点などについて検証を行い、令和2年度末に見直し路線の選定と公表を行う予定です。その後、令和3年度から都市計画変更の内容について関係機関との調整を進め、調整が整い次第、順次、都市計画変更の手續に着手していく予定です。引き続き、都市計画道路の見直しについて道路事業担当部局や市町村と連携して進めて参ります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、何か御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

○高橋委員 1点だけ。

○議長（尾崎） お願いします。

○高橋委員 今、立体交差を平面交差という説明を受けましたが、何となくぴんとこなかったのですが。例えば、歩道橋とかであれば廃止して人間的にこう平面で横断というのも分かるのですが、車等の場合だったら、ちょっとイメージが湧かないので。どのような利点があるのかなと、立体交差を平面交差にすることによって、例えば。その辺ちょっと教えてください。

○議長（尾崎） では、お答えをお願いします。

○幹事（都市計画課長） 御質問の立体交差から平面交差へということでございますが、当初、例えば都市計画道路で指定した際の、当然のことながら交通量であったり、そのような社会背景を基に解析を行っています。その際に、やはり交差点の部分、例えばAとBの路線が交差している部分について、平面交差だと容量的にはけない場合については立体交差というような形で当初計画決定を打っている路線がございます。そのような社会経済の変化の中で、例えば、交通量がその地域において想定した以上に増えていけば当然立体交差で整備をするべきですが、それが減少傾向にあった場合については、平面でも十分に処理できるというような状況もございます。そういったことを検証した中で立体交差にこだわらず、平面的な処理も可能であれば、そういう形の方が経済面であったり、そういう部分で有利なのであれば、変更を行っていかうということも今回視野に入れて検討していきたいということでございます。

○議長（尾崎） ほかに御質問、御意見はございますか。

では、どうぞ。

○浅井委員 今の質問の逆のことで伺います。盛土方式の道路を高架式に、立体交差とは違うのです、高架式にしたいというような計画道路の地権者の声が上がってきた場合、その件についてどうしてお考えを、また意見を聞いてもらえるかということなのですが。県道ということで限定します。

○議長（尾崎） では、お答えをお願いします。

○幹事（都市計画課長） 盛土構造から擁壁構造であったりということですが、当初の段階では、例えば経済比較の中で計画決定を打つときに盛土形式の方が経済的だというような形で、その幅も含めて計画決定している路線等もございます。ただ、そうは言いながらも、実際の事業に移っていく段階においては、擁壁構造で、例えば、沿道の方々の土地をお分けいただかないで事業を進めた方が円滑に事業が進むとか、環境面でそちらの方が有利であるとか、そういうようないろいろな諸条件があった場合については、当然のことながら、それも検討をしていく1つになってくるものと考えております。

○浅井委員 ありがとうございます。確かに地権者の人、沿道住民、そういう人たちが多く、盛土だと協力が必要となります。その場合、高架式にするとそれだけ協力していただく人が少なくなる。しかしながら、もう一方では予算が多くなるのではないかという声もあるのですが、そういう場合は、どういうものを基準として今言った沿道住民とか環境とかという以外に、どちらにするかの判断というの、材料がありましたら、ぜひお聞かせ願います。

○幹事（都市計画課長） 実質的に今回の見直しを行う際につきましては、定性的な部分であったり、定量的な部分の検証は行って参ります。委員から御質問があった実際の事業に入った段階に、そのようないろいろな声というのは当然地域から出てくるとことは想定されます。そういった中で事業の進め方という部分も含めた中で個別に計画の変更が必要であれば、今回の一斉見直しとは別に個々の案件として見直しについての必要性があれば、随時見直しを行っていくということは考え得ると思っております。

以上でございます。

○浅井委員 ありがとうございます。

○議長（尾崎） ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） では、特にないようですので、以上をもちまして本日の審議は全て終了いたしました。委員の皆様方、御協力ありがとうございました。

傍聴の方々につきましては、事務局の指示に従って御退席をお願いいたします。

〔傍聴者退場〕

○議長（尾崎） それでは、ここで議長の任を解かせていただきまして、事務局にお返しいたします。

○事務局 尾崎会長、議事進行ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第242回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。

午後2時32分 閉会